

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年10月20日(2016.10.20)

【公開番号】特開2016-10514(P2016-10514A)

【公開日】平成28年1月21日(2016.1.21)

【年通号数】公開・登録公報2016-005

【出願番号】特願2014-133407(P2014-133407)

【国際特許分類】

A 6 1 F 13/49 (2006.01)

A 6 1 F 13/53 (2006.01)

A 6 1 F 13/496 (2006.01)

A 6 1 F 13/15 (2006.01)

A 6 1 F 13/494 (2006.01)

【F I】

A 4 1 B 13/02 B

A 4 1 B 13/02 U

A 4 1 B 13/02 K

【手続補正書】

【提出日】平成28年8月29日(2016.8.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

縦方向及びそれに直交する横方向と、肌対向面及び着衣対向面と、前ウエスト域と、後ウエスト域と、前記前後ウエスト域間に位置するクロッチ域と、少なくとも前記クロッチ域に配置された、吸液性コアを備えた吸液構造体とを含む使い捨て着用物品において、

前記吸液構造体は、少なくとも前記クロッチ域に位置する第1吸収部と、前記第1吸収部の両側部の前記肌対向面上に位置して前記縦方向へ延びる一対の第2吸収部とを有し、

前記第2吸収部は、着用者の身体に当接する当接面と、前記第1吸収部と連続する基側縁部と、前記基側縁部と並行して前記縦方向へ延びる自由側縁部とを有し、前記第2吸収部は、前記自由側縁部側に位置する第1区域と、前記基側縁部側に位置する第2区域とに区分されており、

前記第2吸収部の前記当接面は親水性を有し、

前記第1区域と前記第2区域とに前記縦方向へ延びる側部弾性体が配設されることを特徴とする着用物品。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項3】

前記第1区域と前記第2区域とは、前記第2吸収部の幅寸法を2等分するものであって、着用状態において、前記第1区域の収縮状態における前記縦方向の寸法が、前記第2区域の収縮状態における前記縦方向の寸法よりも小さくなる一方、前記第2吸収部を前記第1吸収部から分離したときに、前記第1区域の収縮状態における前記縦方向の寸法と前記第2区域の収縮状態における前記縦方向の寸法とがほぼ等しくなる請求項1又は2に記載

の着用物品。

【手続補正3】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項7】

前記被覆シートの両側部には、前記縦方向へ延びるカフ弾性体が取り付けられて収縮性を有する前記自由側縁部が位置し、前記クロッチ域において、前記クロッチ域の側縁から前記第2吸収部の前記自由側縁部の側縁までの前記横方向の寸法が、前記クロッチ域の側縁から前記被覆シートの前記自由側縁部までの前記横方向における寸法よりも大きい請求項5又は6に記載の着用物品。

【手続補正4】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項8】

前記吸液構造体は、折曲された部分に重なって前記縦方向へ延びる凹状溝を有し、前記凹状溝において、前記吸液構造体の他の部分に比して前記吸液性コアの単位面積当たりの質量が小さい又は前記吸液性コアが非存在である請求項2～7のいずれかに記載の着用物品。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

図2及び3を参照すると、吸収シャーシ11は、透液性の身体側ライナ33とそれに身体側が被覆された吸収体34とを有する吸液構造体35と、吸収体34の着衣対向面側に位置する疎水性の被覆シート36とを含む。身体側ライナ33は、例えば、親水化処理されたスパンボンド繊維不織布、SMS繊維不織布等から形成することができる。被覆シート36は、疎水性のSMS繊維不織布やスパンボンド不織布等から形成される。被覆シート36と吸液構造体35との間には、通気性及び不透液性を有するプラスチックフィルムから形成された防漏シート37が配置される。防漏シート37はオプションであって、本実施形態において、後記の接合域70, 71は、吸液構造体35と防漏シート37とを接合するためのものであるが、防漏シート37を配置していない場合には、吸液構造体35と被覆シート36とを接合する。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

図5を参照すると、第2吸収部42は、着用状態において着用者の身体に当接する当接面59Aとその反対側に位置する非当接面59Bと、第1吸収部41から連続する基側縁部50と、基側縁部50よりも縦中心線P側へ位置する自由側縁部51とを有する。第2吸収部42は、吸収体34とその身体側を被覆する透液性の身体側ライナ33とから構成されているので、その外面全体（当接面59A及び非当接面59B）が親水性を有する。側部弾性体38は、第2吸収部42のうちの当接面59A側に位置しており、身体側ライ

ナ33と透液性の固定シート52との間に配置される。固定シート52はオプションであって、身体側ライナ33と吸収体34との間に側部弾性体38を配置することもできるが、おむつ10の製造時において、半剛性の吸収体34に直接的に側部弾性体38を取り付ける場合に比して、固定シート52を介在させることによってより安定的に側部弾性体38を取り付けることができる。また、便宜上、第2吸収部42は、その幅寸法を2等分する、自由側縁部51側に位置する第1区域61と、基側縁部50側に位置する第2区域62とに区分される。

#### 【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0030

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0030】

第2吸収部42は、全体が着用者の身体17に面状にフィットするので、その一部のみがフィットして体液を吸収する場合に比して、吸収効率が高いものといえる。また、第2吸収部42のうちの少なくとも当接面59Aが親水性を有するものであるから、身体17をつたって第2吸収部42の頂点（自由側縁部51）を越えて外へ漏れ出た体液を第2吸収部42の当接面59Aにおいて吸収して保持することができる。本実施形態においては、第2吸収部42の非当接面59Bを含めた全面が親水性を有しているので、排泄された体液は、まず、第1吸収部41の肌対向面と第2吸収部42の非当接面59Bとを透過してそれらに吸収、保持される。次に、身体をつたって第2吸収部42の頂点を越えて吸液構造体35の肌対向面側へ移動した体液は、第2吸収部42の当接面59Aから吸収、保持される。ただし、第2吸収部42に所要の体液が吸収、保持される限りにおいて、第2吸収部42の非当接面59Bは親水性ではなく、疎水性又は不透液性であってもよい。かかる場合には、非当接面59Bからの体液の吸収が抑制される一方、おむつ10において横方向Xへ移動する排泄物の漏れを効果的に防止することができる。

#### 【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0031

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0031】

被覆シート36のバリアカフ64は、第2吸収部42の外側において、カフ弾性体63の収縮力によって着用者の身体17に向かって起立する。第2吸収部42の幅寸法W1は、バリアカフ64の横方向Xの幅寸法よりも大きくなっている、具体的には、クロッチ域15においてクロッチ域15の側縁から第2吸収部42の自由側縁部51の側縁までの前記横方向Xの寸法がクロッチ域15の側縁から被覆シート36の自由縁部までの横方向Xの寸法よりも大きくなっている。したがって、第2吸収部42及びバリアカフ64が起立した状態において、第2吸収部42の方がバリアカフ64よりも高く、バリアカフ64が第2吸収部42を覆うことはない。バリアカフ64は、不透液性又は撥水性であって、着用者の身体をつたって第2吸収部42の当接面59A側に移動し、かつ、当接面59Aに吸収されない体液の漏れを防ぐ防漏堤としての機能を有する。また、側部弾性体38の収縮作用によって起立した第2吸収部42は、鼠径部間に挟まれて外側に倒伏しやすくなるところ、外側にバリアカフ64が位置することによって、第2吸収部42が外側へ倒れ込むのを防止している。すなわち、バリアカフ64は、第2吸収部42とともに2重の防漏壁を形成するとともに、第2吸収部42の起立を補助する役割を果たすものである。また、既述のとおり、前後ウエスト域13, 14が別体の前後ウエストパネル18, 19から形成されるおむつ10においては、体液を吸収した後に吸収シャーシ11が自重によって適正位置からずり下がり易くなるところ、第2吸収部42のみならずバリアカフ64が身体にフィットされるので、かかるずり下がりを防止することができる。

**【手続補正 9】****【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0034****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0034】**

&lt;第2実施形態&gt;

図10(a), (b)及び図11を参照すると、本実施形態において、吸液構造体35の両側における折曲ライン40と重なる部分には、縦方向Yへ延びる凹状溝80が形成されている。吸液構造体35の凹状溝80においては、吸液性コア43が存在していない又はその質量が他の部分よりも小さくて肉薄になっている。凹状溝80を、部分的に、特に、クロッチ域15に配置することによって、第2吸收部42が縦方向Yへ収縮し易い領域が形成され、第2吸收部42の起立性及び面フィット性が向上する。また、折曲ライン40に重なって凹状溝80が形成されていることによって、製造工程において、第2吸收部42を内側へ折曲し易くなる。

**【手続補正10】****【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0038****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0038】**

上記段落に開示した本発明に係る使い捨て着用物品は、少なくとも下記の実施の形態を含むことができる。

(1) 前記第1吸收部と前記第2吸收部とは一体に形成されたものであって、前記第1吸收部は前記吸液構造体の中央部から構成され、前記第2吸收部は、前記中央部の前記肌対向面側へ折り曲げられた前記吸液構造体の両側部から構成されており、前記第2吸收部の前記縦方向において離間する両端部が前端固定部及び後端固定部を介して前記第1吸收部に固定される。

(2) 前記第1区域と前記第2区域とは、前記第2吸收部の幅寸法を2等分するものであって、着用状態において、前記第1区域の収縮状態における前記縦方向の寸法が、前記第2区域の収縮状態における前記縦方向の寸法よりも小さくなる一方、前記第2吸收部を前記第1吸收部から分離したときに、前記第1区域の収縮状態における前記縦方向の寸法と前記第2区域の収縮状態における前記縦方向の寸法とがほぼ等しくなる。

(3) 前記吸液構造体は、少なくとも前記第1吸收部の前記肌対向面及び前記第2吸收部の前記当接面とを被覆する親水性の身体側ライナをさらに含み、前記側部弾性体は前記身体側ライナと前記吸液性コアとの間に配置される。

(4) 前記吸液構造体は、前記吸液性コアの底面を被覆する不透液性の被覆シートと、前記吸液性コアを前記被覆シートに固定するための接合域とを有し、前記接合域は、前記吸液構造体の前記縦方向へ延びる中央部を固定するための中央接合域と、前記吸液構造体の両側縁部を固定するためのサイド接合域とを有し、前記サイド接合域は、前記中央接合域と前記横方向において所与寸法離間して位置しており、前記クロッチ域に位置する中間接合部と、前記中間接合部と前記縦方向において所与寸法離間して位置する前後端接合部とを有する。

(5) 前記被覆シートと前記吸液構造体との間に位置する不透液性の防漏シートをさらに有する。

(6) 前記被覆シートの両側部には、前記縦方向へ延びるカフ弾性体が取り付けられて収縮性を有する前記自由側縁部が位置し、前記クロッチ域において、前記クロッチ域の側縁から前記第2吸收部の前記自由側縁部の側縁までの前記横方向の寸法が、前記クロッチ域の側縁から前記被覆シートの前記自由側縁部までの前記横方向における寸法よりも大きい。

(7) 前記吸液構造体は、折曲された部分に重なって前記縦方向へ延びる凹状溝を有し、前記凹状溝において、前記吸液構造体の他の部分に比して前記吸液性コアの単位面積当たりの質量が小さい又は前記吸液性コアが非存在である。

(8) 前記前ウエスト域を画成する前ウエストパネルと、前記後ウエスト域を画成する後ウエストパネルとをさらに含み、前記吸液構造体の前後端部が前記前後ウエストパネルに固定される。

(9) 前記第2吸收部は、前記第1吸收部から分離されて前記側部弾性体が収縮した自然状態において、前記当接面を内周壁とした断面中空円形の立体形状を有する。